

## 民事訴訟の提起について

### 1 これまでの経緯

平成27年度から、滞納対策課に債権回収支援係長を設置し、各所管課から非強制徴収債権のうち、徴収困難・高額滞納案件の移管を受け、滞納債権の整理に取り組んでいるところである。

今般、子育て支援課から移管を受けた目黒区奨学資金貸付金につき、弁護士への委託による債権回収を行ってきたところであるが、納付不履行が生じた。

については、滞納対策課において、2件の民事訴訟を提起することを令和5年3月30日に区長の専決処分により決定し、令和5年4月3日付けで東京簡易裁判所宛て民事訴訟の提起を行った。

### 2 案件1

#### (1) 訴訟事件名等

- ア 事件名 貸金返還等請求事件
- イ 原告 目黒区
- ウ 被告 東京都町田市在住A氏（借受人）  
東京都調布市在住B氏（連帯保証人）
- エ 裁判所 東京簡易裁判所

#### (2) 請求の趣旨

- ア 元金97万4000円
- イ 確定違約金68万2382円（令和5年4月3日現在）
- ウ 元金に対する令和5年4月4日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による違約金
- エ 訴訟費用  
以上を支払えとの判決並びに仮執行宣言を求める。

#### (3) 請求の原因

- ア 原告は被告Aに対し、目黒区奨学資金に関する条例及び同施行規則に則り奨学資金として、次のとおり金員を貸し付けた（以下「本件貸付契約」という。）。
  - イ 貸付期間 平成17年4月から平成20年3月まで
  - ウ 貸付金額 金128万円
  - エ 返済方法 年賦償還  
平成21年6月から令和7年6月まで、毎年6月の末日限り7万6000円ずつ（最終回のみ6万4000円）の合計17回払い。

平成20年9月24日付けの奨学資金返還猶予願により、平成21年4月から同24年3月まで返還猶予し、平成24年10月17日付けの奨学資金返還方法変更願により残元金120万4000円について、平成25年4月から令和5年4月まで、毎月末日限り1万円ずつ（最終回のみ4000円）の合計121回払いに変更した。

オ 利 息 なし

カ 違 約 金 遅延した資金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.95%の割合で、返還期限の翌日から資金の返還の日までの日数によって計算した金員。

キ 被告Bは、原告に対し、本件貸付契約に基づく被告Aの原告に対する債務につき書面を以て連帯保証する旨約した（以下「本件保証契約」という。）。

ク 被告らは、上記返済方法の通りに支払わず、平成30年12月1日時点において、元金67万円を滞納していた。

そこで原告は、同年同月19日、被告らに対し、同31年1月7日までに上記滞納元金67万円を支払うよう請求した。

被告Aは、原告に対し、本件貸付金の残元本119万4000円について下記（ア）のとおり分割払いすることを約束するとともに、下記（イ）の期限の利益喪失条項を承諾した。

（ア）残元本の分割払い

平成31年1月から令和5年12月まで、毎月末日限り、2万円宛（但し、最終回のみ1万2000円）

（イ）期限の利益喪失条項

被告Aが上記（ア）の分割金の支払を2回分以上怠ったときは、被告Aは当然に期限の利益を失い、残債務を直ちに一括して支払う。

ケ 被告Aは、原告に対し、前項の分割金について平成31年1月分、同年3月分の支払を怠った（同年2月分は支払いがあった。）。これにより、被告Aは、平成31年3月31日の経過をもって、上記貸付金の支払について期限の利益を失った。

よって、原告は被告Aに対しては本件貸付契約に基づき、被告Bに対しては本件保証契約に基づき、連帯して、上記（2）請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

### 3 案件2

#### （1）訴訟事件名等

ア 事件名 貸金返還等請求事件

イ 原告 目黒区

ウ 被告 東京都日野市在住C氏（借受人）、目黒区在住D氏（連帯保証人）

エ 裁判所 東京簡易裁判所

(2) 請求の趣旨

ア 元金70万円

イ 確定違約金23万2998円(令和5年4月3日現在)

ウ 元金に対する令和5年4月4日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による違約金

エ 訴訟費用

以上を支払えとの判決並びに仮執行宣言を求める。

(3) 請求の原因

ア 原告は被告Cに対し、目黒区奨学資金に関する条例及び同施行規則に則り奨学資金として、次のとおり金員を貸し付けた(以下「本件貸付契約」という。)

イ 貸付期間 平成22年4月から平成25年3月まで

ウ 貸付金額 金128万円

エ 返済方法 月賦償還

平成25年4月1日から同29年3月31日まで返還猶予。

平成29年4月から令和9年11月まで、毎月末日限り、1万円ずつの合計128回払い。

オ 利 息 なし

カ 違 約 金 遅延した資金(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年10.95%の割合で、返還期限の翌日から資金の返還の日までの日数によって計算した金員。

キ 被告Dは、原告に対し、本件貸付契約に基づく被告Cの原告に対する債務につき書面を以て連帯保証する旨約した(以下「本件保証契約」という。)

ク しかるところ、被告らは、原告に対し、本件契約に基づく貸付金について合計2万円を支払ったのみで、その余の支払いをしない。

ケ よって、原告は被告Cに対しては本件貸付契約に基づき、被告Dに対しては本件保証契約に基づき、連帯して、上記(2)請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

4 今後の予定

令和5年5月24日 区議会臨時会において報告

以 上